

寄稿



秘かに人を殺す国家 日本の死刑

(上)

Where the state kills in secret
Capital punishment in Japan ⁽¹⁾

ハワイ大学マノア校准教授

デービッド・T・ジョンソン

David T. JOHNSON

第二東京弁護士会会員・明治大学名誉教授

〔訳〕 菊田幸一

Kikuta Koichi

概要

キーワード

不思議の国の令子

壁の中のレンガ

秘密主義の歴史

..... (以下次号)

正当化

結論

謝辞

概要

日本の死刑を取り巻く秘密主義は、他の諸国では見られない極端なものである。本論文

は、日本国の秘密政策を述べ、いかにして、この歴史的な至上命令（明治時代の西洋勢力に対する“文明化”の強調）と占領軍及び法務省内の強力なエリートたちによる個人的関心の産物として、これが実現したかを明らかにするものである。日本の検察官は彼らの秘密主義政策の正当性を提示しているが、何一つ説得的ではない。仮に透明性と責任性が健全な民主主義の証明だとすれば、この死刑制度が隠蔽する秘密性は非民主主義だと判断されよう。この秘密性は、日本において死刑制度が注目されていないことを説明づける一助でも

あり、また、“官僚的非公式主義”による日本の統治嗜好を例示するものである。この法モデルの中核には、社会的葛藤及び変動の過程に対しても統制を維持しようとするエリート
トの思惑がある。

(1) 本論文の現地調査は二〇〇三年八月から二

〇〇四年五月まで日本で実施した。参考文献に
掲示した資料に加えて、検察官一六人、弁護士
十二人、裁判官五人、教授二人、ジャーナリスト
一人、政治家五人、警察官三人、宗教家六人を含む
広範囲に及ぶ刑事司法の専門家及び死刑情報提
供者、そして様々な学生、市民及び活動家に対
するインタビューに依拠

している。また中国（二週間）、台湾（一週間）、韓国（二週間）でも死刑に関する調査を実施した。

キーワード

死刑・処刑・日本・検察官・秘密

「秘密の目的は、すべからず防護にある」
(ゲオルク・ジンメル Georg Simmel)

不思議の国の令子

二〇〇二年九月一九日、大島令子（革新派であるが少数野党である社会民主党の衆議院議員）は、名古屋拘置所の所長を訪ね、次のような会話をテープに収めている（年報・死刑廃止編集委員会、二〇〇三：二六〇）。その日は殺人犯・浜田美輝が名古屋拘置所で死刑を執行された翌日で、所長の吉田司は絞首刑に立ち会った。ほんの一握りの国家公務員の一人であった。法務省の方針では、「民間人」の立会いは許されていない。

大島（以下では〇） 浜田さんは……。

吉田（以下ではＹ） 浜田さんとはだれのことですか。

〇 昨日ここで処刑された浜田美輝さんです。

Ｙ ここで執行されたと、だれが言ったんですか。ノーコメントです。どこから聞いたんですか。

〇 家族の方がこちらにきたことも聞いています。マスコミでも報道されているではないですか。

Ｙ ノーコメントです。

〇 浜田さんであることも言えないということですか。

Ｙ ノーコメントです。

〇 吉田所長は口が堅いですね。

Ｙ 私は矯正マンであり、刑務官として生きてきている。

〇 浜田さんを処刑していないというならば、なぜこの新聞記事の報道に対して抗議しないのですか。

Ｙ …どこから出たか知りませんが、不確かなのでノーコメントです。ではお尋ねしますが、大島議員は報道がすべて正しいと思っておられるのですか。報道は一〇

〇 パーセントですか。

〇 法務大臣からの死刑執行命令書はいつ届いたのですか。

Ｙ …ですから、ノーコメントです。先ほどから言っていますように、執行があったという前提ではお答えできません。

〇 …では一般論として、何人くらいの刑務官が死刑の執行に携わるのですか。

Ｙ …把握していないし、お答えする必要を感じない。

〇 …私は、弁護人とのコンタクトを通して昨日の執行を確認している。

Ｙ …ノーコメントです。

〇 …吉田所長は、何人くらいの死刑の執行にかかわりましたか。

Ｙ …ノーコメント。

〇 …所長は、なぜ昨日の執行について認めないのですか。

その後、私は、二〇〇四年二月八日に大島令子の名古屋事務所で八時間インタビューした。この時には彼女は議席を失っていたが、死刑廃止の情熱はなくしていなかった。

「これは『不思議の国のアリス』ではな

いですか？ あるいは、『不思議の国の令子』と呼ぶべきです。一人の人間がまさに殺され、ジャーナリストたちは、「前の日の夕刊で」その事実を報じ、執行者はその真実を認めることを拒否している。なぜか？ その理由は、国が死刑についての議論を思いとどまらせようとしており、また執行に関与する多くの国家公務員が議論することをお好まないためです。それにしても吉田所長の拒否は奇妙ではないですか。彼の前任者の亀岡所長はもっと協力的でしたが、その後何が彼に起こったと思いますか。彼は、名古屋拘留所「日本の第四の大都市」から徳島「名古屋よりずっと小さな都市」の拘留所へ転勤させられたのです。それは昇進ではありません。「異動を管轄している」法務省は刑務所職員が死刑について語ることを望んでいない。話す者は罰を受ける。この意味で沈黙は職業上の常識です。吉田所長は、ちょうど国の殺人機の歯車の歯であり、法務省はエンジンとドライブシャフトです……。その日の出来事はテープ・レコーダーの前身よりさらに奇妙でした。事実、「私の娘」モエ (Moe) 「大島議員の秘書と

して同行していた」が、吉田所長との会話をノートにのべている間、他の刑務所職員は彼女が何を写っているかを見るため彼女の肩越しに一生懸命に覗き見していたので、あまりにもとんでもないことなので、私は笑うべきか、悲しむべきなのかわかりませんでした。」

「浜田さんとは誰のことですか」と吉田所長が問うた九か月前、大島令子は同じ名古屋拘留所で処刑された別の人物（長谷川敏彦）の死体を見て泣いた。このとき処刑された人物の妹が大島に、国から引き渡された兄の死体写真の撮影を許した。その写真には、落下の力と長谷川がぶら下がった三〇分で不自然に伸びた首と、ロープが食いこんでできた大きな傷跡が写っていた。二〇〇二年四月三日に大島は、衆議院法務委員会の会議で森山眞弓法務大臣と法務省刑事局長にその写真を見せた。大島は、これまでに少数の日本人しか見ていない画像を示して「絞首刑の現実というのはこうなんです」と言い放った。「死刑は残虐であり違憲です」。大島は法務大臣がこれを見て「肝をつぶした」と信じている。

ビデオテープでは、長谷川の死刑執行書に署名したこの女性が、数秒間、黙って写真を見つめ、そして「非常に厳しいものだ」ということが改めてよく分かりました。それだけに、慎重の上にも慎重を重ねてやらなければいけない」と答弁した。刑事局長は、最終的に死刑が確定した死刑囚五〇人以上の中から長谷川を選んだ検察官チームの責任者であるが、私に大島の写真利用は「恥ずべきことだ」と語った。「それは法務大臣及び私を侮辱するものであったし、公開することは死者に対して無礼なことだ。そのようなことをする理由はない」と怒った。

(2)

長谷川の場合は、長谷川事件の被害者の一人の兄である原田正治が、死刑確定者と「対話する必要」があり、また懺悔する長谷川死刑囚が生き続けて自らの罪を償うべきであると信じるが故に、法務大臣に死刑執行命令をしないよう繰り返し要請し続けたという点においても、注目される事件である。長谷川の絞首刑に至るまでの数か月間、原田は彼の見解を明らかにし、執行に反対の議論をするためテレビに出演した。そのときの彼の顔は死刑支持者からの報復を恐れ、画面から隠されていた。日本の検察官は合衆国で一般化している種類の「被害者奉仕」精神をますます

す増幅させている（スイムリング Zimring、二〇〇三：五七：石塚、二〇〇四）。長谷川事件は、彼らの「被害者奉仕」の主張に対し、疑念を抱く根拠の存在を示唆している。原田が述べるように、「政府は死刑維持の根拠として被害者遺族の感情を引き合いに出しているが、長谷川を執行するときには、政府は私望みを完全に無視した」（著者インタビュー）。

壁の中のレンガ

大島令子は明確に理由をもって活動している。その主なものは、秘密のうちに死刑を執行する国である日本の死刑の実態を明らかにしたいということである。合衆国における死刑は、ここ一五〇年にわたり、次第に隠蔽され、私物化され、官僚化されてきている（バーナー Banner、二〇〇二：リンダース Linders、二〇〇二）が、日本の死刑をとりまく秘密と沈黙は他の諸国ではみられない極端なものである。吉田所長の言い逃れは、日本における死刑をとりまくより大きな拒絶の壁のただ一つのレンガでしかない。これを本節では以下の一六項目にまとめてみよう。

(1) 日本の死刑囚監房にいる収容者には、処刑の日時は処刑の一時間ほど前まで知らされない。ある元刑務官は、執行される者の中には、「事務所で呼ばれている」と偽って居房から連れ出される者もいると述べている（坂本、二〇〇三：六九）。多くの場合、執行される者は自分の部屋を掃除したり、遺言を書いたり、最後の儀式を受けるだけの時間しか与えられない。死刑支持者たちは、この突然の「お迎えの時間が来た」というやり方を「だまし討ち」と呼んでいる。この意味するところは、ほとんどの死刑囚が、今日が自分の最後の日となるかどうかを知らずに何年も過ごすということである。三四年を死刑囚監房で過ごし一九八三年に冤罪で釈放された免田栄は、先の告知のやり方について次のように述べている。

朝の八時から八時三〇分の間がもっとも危険な時間である。なぜなら通常は、この時に死刑囚に執行が告げられていたからである。……看守が自分の舎房の前で止まるかどうか分らないから極度の恐怖を感じはじめる。これがどんなに恐ろしいもので

あったかを表現することは不可能である。私は、いつも震えおののいていた。とても信じられないことである（フレンチ French、二〇〇二：41；免田、二〇〇四）。

(2) 死刑囚の身内の者は、執行の後にその事実を告げられ、死体引取りのために二四時間を与えられる。多くの死体は引き取られない。被害者遺族には何も知らされない（年報・死刑廃止編集委員会、一九九九）。

(3) 弁護士には事前の通告はない。執行延期をするため、弁護士は特別な申立てをいつするか考えなくてはならない（著者の死刑事件担当弁護士へのインタビュー）。

(4) 日本の市民には処刑の事前の告知はない。これが執行への抗議を最小限にし、論争を制限している（原、一九九七）。

(5) 多くの場合、処刑チームにも事前に告知しないが、それは前もって知らせれば出勤してこないかもしれないというおそれも理由となっている。チームのメンバーに事前に告知する場合も、告げられるのは前日であり、その任務をだれにも話すことは許されず、彼らはこのような「名誉ある任務」

を「喜んで」受けるよう促される。処刑の任務を拒否することは許されない（坂本、二〇〇三：三五）。

(6) 死刑執行がなされた後で、当局は報道機関にその事実をファックスする。典型的な通知は次のようなものである。「本日、東京で二人の死刑囚の死刑が執行された」。

これがすべてである。処刑された者の名前は明らかにされない（報道機関は、裏の情報でだけが執行されたかを知ることができるかも知れないが）。ファックスにはだれが通知の主体なのかを示唆するものさえない。一九九九年まで政府は執行後の公表も一切しなかったので、報道関係者は弁護士や家族からその者が処刑されたことを告げられて、執行があったことを初めて知った。中には、処刑された者に宛てた手紙が開封されずに発送者に戻されて初めて死亡が分かったケースもあった（佐藤、二〇〇一）。

(7) ジャーナリスト、被害者の親族・友人、執行される者の親族・友人、学者、一般市民らの「民間人」のだれも執行に立ち会うことは許されない。唯一執行への立会いが許されている者は、検察官、検察事務官、絞首台が設

置されている拘留所の所長と処刑チームの数のメンバーだけである（村野、一九九五）。

(8) 教誨師は処刑に立ち会うことはできるが、処刑される者がそれらの人を選ぶ自由はない。その代わり国が任命した宗教家のリストから選定されなければならない。その中に明白な死刑反対論者はいない。「政治的」とみなされる行動があればリストから外される結果となる。排除を招く行為には、死刑囚に「希望」を与えるような行動も含まれる（著者の宗教家へのインタビュー）。

(9) 市民やメディアは絞首台が使用されないとできさえ、見学は許されていない。二〇〇三年七月に九人の一徹な国会議員が新しくできた東京の絞首台（それは未使用のもの）の見学を実施したが、それは少なくとも過去三〇年間で、執行場所を見学した最初の部外者であった（ジャパンタイムズ Japan Times、二〇〇三）。その見学では一人の議員が設備をスケッチしようとして、「ガイド」役の職員から制止された（著者のインタビュー）。

(10) 死刑宣告と実際の執行の間、死刑囚監房に在る死刑囚は面会及び通信に関しては国の厳格な制限を受け、「社会的に断絶され

た」状態におかれる。身内の者や弁護人であれば、死刑確定囚とコンタクトをとることはほとんど不可能であり、この許されている二つの分類に該当する者でも、その頻度、時間及びコンタクト内容について厳しい制限がある。この政策について国が述べている理由は、死刑確定囚の「心情の安定」を促すことであり、それによって「死の準備」を手助けすることであるが、物理的に殺す前に社会的に殺すことの一つの機能は、氣力を失った死刑確定者が抵抗することなく「スミス」に処刑されるのを容易にすることに在る（菊池、一九九〇）。

(11) 法務省の検察官は、死刑執行後の抗議と議論の可能性を最小限にするため、戦略的に執行の日を選んでいる。ほかにも様々な計算がなされるが、処刑はほとんど国会休会中に実施し、それも木曜日から金曜日が多い（人びとが週末の予定に氣をとられているからだ）。処刑日はまた「関連性による正当化」を充足するよう選択される。たとえば、一九九七年八月に新日本文学賞受賞作家で、日本で最も知られた死刑囚の永山則夫（一九九〇）が処刑されたのは、神戸の少年が

小学生の男児を殺し、被害者の切断された頭部を小学校の正門に置いて逮捕された直後であった。神戸の殺人者は一四歳であった。永山は一九歳の少年であった一九六八年に四人の殺人を犯し、二九年間を死刑囚監房で暮らした。このとき検察官は、少年犯罪者に対する「より厳格な」立法への支持をもたらずべく、永山を執行の対象に選んだと思われる。永山の処刑後、成人裁判所への少年の移送を容易にする少年法の見直しがなされている（佐藤、二〇〇一：二三…ジョンソン・Johnson、二〇〇五：二五七）。

(12) 法務省は、他の死刑囚には生存を認める一方で、なぜ特定の死刑囚を処刑対象として選んだのか、その理由または正当性を明示していない。二〇〇四年七月現在、三人の女性を含む六一人の者が死刑確定判決を受けている（年報・死刑廃止編集委員会、二〇〇四：二八三¹⁴）。六一人のうち二四人は少なくとも一〇年間、執行され得る状態におかれていた。長期には三四年の者がおり、平均では九年であった。検察官は「神のようにふるまっている」と批判されるように、法的には六一人の確定者のだれもが、いつでも死

の対象となり得た。死刑囚監房に在る期間は、法務省が次にだれを絞首刑にするかを決定する一つの判断要素であると思われるが、その他の要因は不明のままとなっている（ストラック Struck、二〇〇一：村野、二〇〇二）¹⁵。

(13) 法務大臣は、一般の抗議を最小限にするべく、総理大臣が任命する。法律では大臣（内閣の一員で、ほとんどが常に国会議員）は、執行前に執行命令書に署名しなくてはならない（実際には、次にだれを執行するかについての最も重大な決定をするのは法務省の検察官である）¹⁶。過去一〇年ほど、法務大臣は地方選挙区から選ばれてはいなかった。彼らは参議院全国区代表から、あるいは衆議院の“比例代表”の議員から任命されていた。地方選挙区選出の代議士は、一九九三年以前は普通であった一部での“問題”を防止するため避けられている。というのは、死刑廃止論者らが大臣の地元でデモをするからである（安田、二〇〇四）¹⁷。

(14) 死刑に反対する議員が、自分の選挙区民にその話をするのはまれである（著者のインタビュー）。二〇〇三年五月現在七六二人の国会議員のうち一二二人が“死刑廃止

を推進する議員連盟”に加入していた（その数年前の約二〇〇人のピークから下がっている）。これらのうち選挙民に死刑についての見解を述べた者は、“ただの二〜三人”であった。残りの者は、投票箱で罰せられることを恐れている（亀井、二〇〇二）。

(15) 死刑関係書類―裁判記録を含む―へのアクセスは学者及び報道関係者には拒否されているが、それらは法により公表されるべきものである（刑事訴訟法五三条）。一つの事例として、上訴権取下げにより被告人の死刑判決が確定したケースの裁判資料を読みたいという研究者の要請を検察官が拒否した例がある。検察官は関係書類の写しを教授に渡すことは、「検察機能の管理を妨げる」と主張した。記録を与えないことは死刑に関する研究と報道への妨げである（石塚、一九九七）。

(16) 日本政府は国際的な厳しい監視から死刑を守ろうとしている。死刑に関心をもつ外国人訪問者への協力には消極的であり、死刑に関する国際条約及び議定書の署名を拒否するなど、上述の実務のすべてがこうした機能を遂行している（年報・死刑廃止編集

委員会、二〇〇二）。

日本の沈黙の壁にはさらに多くのレンガがあるが、以上の要約は、その輪郭を示している。本論文の残りの部分は二つの前提条件から構築している。第一は、生死を左右する権限にまさる政府権限はなく、死刑以上の政府による侵略的介入はないということ。第二は、死刑を執行する権限以上に公共による監視をより必要とする政府権力はないということである。日本では監視が失われている。さらに、透明性と説明責任が健全な民主主義の二つの特徴である以上、日本における死刑を取り巻く秘密主義は明らかに非民主主義的である。アルベール・カミュ (Albert Camus) は、次のように考えた。

死刑がまず第一に必要なものであり、それについて語らないことがよりよいと主張する代わりに、死刑が現実にとどのようなものであり、そのような死刑が必要とみなされるべきか否かを語ることに肝要である (一九六〇：一七八)。

日本における当局者—とりわけ検察官—は「言わぬが花」戦略を慣行としているようだ。次節では、この手法の歴史的展開を述べ、続く二節では、この秘密主義が正当化できるものかどうか、そして国家が秘密に人を殺すことに暗示されている意味の若干を検証したい。

(3) 死刑囚監房の状況は、特に死刑判決が上訴で確定した者にとって残酷である。ほとんど完全に隔離されて収容される上、死刑囚監房収容者は許可なく立ったり、横になったり、動いたりすることも許されない。彼らは所定の場所に座り、眠らなければならぬし、家族を除いてだれからの手紙を受け取ることも許されず、食事時間は五〜一〇分しか与えられず、一週間に二、三回だけ各一五分間、自分の房の外で(のみ)運動ができるだけであり、読みたい新聞を選ぶことも許されず、外国語の書籍やすべてのカレンダーは禁止されており、房内は消灯されることがない、等々(菊田、一九九二：二九八)。アメリカの死刑囚監房の状態も「非人道的」ではある(ジョンソン Johnson、二〇〇三：六四八)が、日本の状態はよりひどいようである。日本の死刑囚監房での日常生活に関する記述としては、加賀(一九八〇)、佐藤(一九九二)、村野(一九九五、二〇〇二)、山野(一九九九)、免田(二〇〇四)及び三国(二〇〇四)を参照。永山則夫の「無知の涙」(一九九〇)は、

これまでに日本人死刑囚が書いたものの中で、最も広く読まれた本であると考えられる。自伝的で哲学的な熟考に加えて、この本は様々な死刑囚監房の日課及び経験を記述している。永山は一九歳の未成年時における四人の殺人により死刑判決を受けた一八年後の一九九七年に絞首刑となった。

(4) 六一人の死刑確定者に加えて、五五件の死刑判決が最高裁に上告中、さらに二六件以上が八つの高等裁判所に係属中であった。かくして、もし「死刑囚」という言葉が(アメリカと同じく)死刑判決を受けたすべての被収容者を含むと定義するならば、上訴の段階とは関係なく、二〇〇四年七月現在、日本の死刑囚は一四二人である。これは一九九七年六月以来六〇パーセントの増加である(年報・死刑廃止編集委員会、一九九七：二六八、二〇〇四：二九三)。

(5) 八人の小学生を殺し、さらに一三人以上に傷害を負わせ有罪が確定した宅間守は、二〇〇四年九月、彼が控訴を取り下げ刑が確定してから一年もたないうちに大阪で絞首刑になった。この執行の時点では、宅間より長く死刑囚監房にいた死刑確定者が五〇人以上いた。多くのコメントーターたちはこの早急な処刑に驚いた。なぜなら最近の「執行まで、最も短い期間でも四年であった」(ジャパンタイムス Japan Times、二〇〇四)からである。宅間自身でも死にたいと言っていたのに対し、同じ日に(福岡で)処刑された元暴力団員・嶋崎末男は、死ぬことを望んでい

なかったが、確定後五年と一年半で、彼より前に死刑が確定していた三七人に先立って処刑された。

(6) 合衆国では処刑日は通常は裁判官と矯正局が決定するが、日本では対照的に法務省の検察官が法務大臣に対し、次に、いつ、だれを執行すべきかを進言する。この申し出はめったに拒否されない。なぜなら一つには、大臣の署名を求める前に多くの検察官による承認を経ているからである(著者インタビュー)。しかしながら一九八九年一月から一九九二年三月までの四〇か月にわたる日本のモラトリアムの間は、少なくとも一人の法務大臣(左藤恵・彼もまた仏教の僧侶)は、死刑は人間の生命の尊厳を侵すとの理由で死刑執行の署名を拒否した(村野、一九九二・ジョンソン・Johnson、一〇〇五:一六八)。

(7) 二〇〇五年一月三十一日、内閣総理大臣小泉純一郎が同年九月の総選挙での自民党の地すべりの勝利に続き内閣改造を行った際、杉浦正健が法務大臣に任命された。元弁護士杉浦は、過去一〇年間において、地方選挙区(愛知県二区)選出議員から任命される初めての法務大臣であった。彼が就任した直後の記者会見で、杉浦は「私は(執行命令書には)サインしません。それは私の宗教観、また哲学の問題です。」と述べた。数時間後に彼はその発言を撤回し、「私個人としての心情を吐露しただけで、法の番人としての法務大臣の職務執行について述べたわけではない」と述べた(毎日デイリーニュース、二〇〇五)。

これは、新法務大臣が最初の誓約を否定するよう(検察官である)部下が圧力をかけたものとの見方がある。

(8) たとえば死刑事件弁護人には、関連する事件証拠へのアクセスはしばしば拒否されるが、これは、一つには証拠開示請求権が極度に制限されているのみならず、検察権力への外部のチェックはほとんど実在しない(フット・Foote、一九九九:一七三)ためである。このため、弁護士は、検察官が減刑や無罪となる証拠を握ってしまはしめないだろうと望む、受動的立場におかれてきた(ジョンソン・Johnson、二〇〇二:二七二)。彼らの希望はしばしば落胆させられる。日本の刑事司法における最悪の失敗は、検察官が被告からの証拠を差し控えるとした時点で生じている(ジョンソン・Johnson、一九七二:木下、二〇〇一)。二〇〇五年一月に刑事訴訟法の改正がなされ、弁護側への証拠開示の範囲を拡大する可能性がある「公判前整理手続」が創設された(伊藤、二〇〇五c)。

秘密主義の歴史

日本における死刑を取り巻く秘密主義は、一五〇年以上にわたる経過で構築されてきた。本項では特に意味がある歴史的な三つの出来事、すなわち、明治時代(一八六八―一九二二)

における「秘密主義の誕生」、アメリカ占領下(一九四五―五二)の影響とそれに続く数十年での「秘密の加速性」を検証する。

明治時代における誕生

日本史の大部分を通じ、死は犯罪に対する主要な制裁であったし、オープンに行われていた。中国の刑罰概念が日本の法制度に影響を与えはじめた四世紀までは、法と道徳は不可分の規範領域であり、あらゆる種類の犯罪者は公衆の前で処刑されるのが普通であった(村野、一九九二:四〇)。

しかしながら死刑の慣行は、日本が八一〇年に世界で最初の廃止国となって中断された。その後の三世紀半の間―一五六―一五六年まで―、死刑は存在しなかった。その状況は、日本が平安時代(七九四―一一八五)の平和を享受していたことと、五三八年に中国から伝来した仏教の繁栄(団藤、一九九七:七)という二つの社会的事実が原因である。この間に死刑が決して正式に廃止されたわけではないが、死刑に値する犯罪者は慣例的に、追放されるかより軽い刑罰に処せられたため、当時の日本は事実上の廃止国であった(左藤、一九九四)。

死刑執行は、京都での「保元の乱」を契機に一一五六年に復活した。続く七世紀にわたる武士の支配時代―一二世紀の鎌倉時代初めから一八六七年に終わる徳川時代まで―、死刑は再び一般的制裁となった。小物の窃盗から殺人に至るまで、ほとんどの犯罪に死刑が可能とされ、処刑手段としては釜ゆで、火あぶり、磔、数段階にわたる首切りが採用された（大野、一九六三）。この時代のほとんどを同じ、「大量処刑もごく通常であった」とし、しばしば「大勢の見物人を動員した」（ミルトン Milton、一〇〇二：三五一）。植民地時代のアメリカと同じく、近代以前の日本における死刑は、他の多くの刑罰手段の一つというより、他の刑罰が脇にあるのに対し、死刑は「基本点」であり、権力者は死の制裁を強化し、そしてまた「死の等級」をつくるべく、あらゆる手法を用いた（バナー Banner、二〇〇二：五三三；シュミット Schmidt、一〇〇一）。

一六〇〇年にイギリス人が金と貿易の探索のため日本に航海したとき、彼らは東京と京都を結ぶ東海道に沿ってさらされていた死体の数々を見て、恐怖と戦慄を受けた（ボツマン Botsman、二〇〇五：一八）。それらは磔に

された犯罪者の死体であった。あるイギリス人船長の日記は、通行人の刀で「何回も何回も切られた」身体の部分について言及している（ミルトン Milton、二〇〇二：一八〇）。一六三七年に、將軍は長崎沖の島に閉じこめられたオランダ人の少数グループを除いて、すべての外国人を国内から追放した。続く徳川時代の二三〇年間にわたり、数千人に及ぶクリスチャンが、彼らによって「（社会の）不安定化」がもたらされることをおそれる政府機関により拷問を受け殺害された。たとえば、一六一四年から一六四〇年にかけて、少なくとも五〇〇〇人のクリスチャンが磔や穴吊るし（排泄物やその他の汚物の入った穴の中に逆さ吊りにする）のような多くの手段により公衆の面前で処刑された（ジョンソン Johnson、一九六六：一一）。

処刑は一八世紀になって減少したが、自白のみで犯罪者を有罪にできることになっていったため、必要な証拠を求める手段として―中世ヨーロッパでもそうであったように―（Langbein、一九七八）自白の強要が制度化しているかは知らされていたが、刑罰につい

てはほとんど告げられていなかった。なぜならあまり知識を与えると「打算的な者を勇氣付け」と恐れられ、また、軍事政権の支配者たちは「仮面の法律と外套を着た手続」は権力に対する敬意を増幅させると信じていたからである（ボツマン Botsman、二〇〇五：三三三）。多くの死刑判決は依然として、特に田舎では公に行われていたが、当局は一六二二年には東京（江戸）の二つの処刑場において大衆が集まることを制限しはじめた―それは国王殺しのダミアン（Damian）がパリの教会前で大衆の前で処刑された一三五年前のことである―（フォーコー Foucault、一九七七）。イギリス、オランダ及びフランスが後に気づいたのと同様に、日本の当局者は、特に見物人が匿名性を期待できる大都会では、公開処刑は「潜在的に不安定性があり不穏な出来事」であることを認識したのである（ボツマン Botsman、二〇〇五：一九、二三五；またスピールンブルグ Spielburg、一九八四を参照）。依然として多くの処刑は磔、火あぶり、「ノコギリ引き」のような手段により公開で行われ、またいくつかのケースでは、見物人が死刑執行を手助けすることさえあった。処刑前には、

執行される犯罪者は馬上に乗せられて街路をパレードさせられた。執行後は、死体と頭部を処刑台で陳列されたり、「やり」や「ほこ」、犯罪者の逮捕に使うその他の道具や、犯罪者の名前、罪名と刑名を書く大きなのぼりを持つた男たちにより街中に運ばれたりした（ボツマン Botsman、二〇〇五：二五）。

一八五三年七月、アメリカのマシュー・ペリー提監が太平洋横断貿易通商の給炭その他必要物資の補給の確保を表向き理由として、四隻の重武装船で江戸湾に入港した。ここで初めて「近代史における最も驚くべき対峙の一つ」この西洋との遭遇を通じて「近代」日本の多くの特徴（教育、政治、軍隊）が「創り出され」たのであるが「が始まった（ブルマ Burma、二〇〇三：一一）。規範的レベルでは、日本開国のためのペリー使節団は、難破したアメリカの航海士が世界から「隠遁」し続けている日本の「不合理な」法を破ったことで、「東洋的」「正義の恐怖にさらされないようにする必要性のためと正当化されている（ボツマン Botsman、二〇〇五：四）。一八六八年までに天皇による統治が復活し、明治の寡頭支配者は、西洋が課していた不平等条約

から逃れるためにも、刑罰実務を含む日本社会の「近代化」の必要性を理解した。一八九五年までに重要な刑罰改革は、西洋型の刑法典、独立裁判所、刑務所の全国組織、新制度及びより小規模化され私事化された死刑制度を管理し、監視する学者・官僚専門家グループを含むすべての場面に及んだ（ボツマン Botsman、二〇〇五：一六五）。腹切り（法的に腹を割く自殺が強制された）は一八七三年に廃止され、同じ年にはイギリスの植民地である香港、シンガポールにおける絞首台の調査団により、絞首刑が標準的処刑手段として採用された。一八七四年には最初の西洋型の刑務所建築が始まり、二〇年以内に日本の刑務所人口は三五〇パーセント増加した。ほぼ同時期に拷問と鞭打ちが廃止され（これらは日本の植

民地である台湾及び韓国ではその後も数十年間行われていたが）、絶対的死刑はほぼ根絶された。一八八二年までに、処刑は刑務所敷地内で実施することとなり、看守及びその他の公務員だけが立会いを認められることとなった。一九〇八年には、今日まで有効な刑法典が制定された。絞首刑は唯一の処刑手段として残っており（刑法二二条）、国の超法規的な「公務

員だけの」立会い政策は変わっていない。死刑の官僚化と私物化に加えて、日本が西洋に遭遇した後では死刑の適用範囲は顕著に縮小した。死刑執行は明治時代の最初の五年間（一八六八―七二）で年間平均八〇〇人であったが、昭和時代の最初の五年間（一九二六―三〇）では年間平均一八人と、五八年間に九八パーセント減少した⁹⁾。

比較的地域からは、日本では、西洋諸国も経験したのと同様の死刑制度の変化、すなわち高い使用頻度から低い使用頻度へ、公開処刑から非公開処刑へ、執行手段の「野蛮」から「文明化」へという変化がより急速に進行した（ボツマン Botsman、二〇〇五：ガーランド Garland、二〇〇五：三五五）。他の国では数世紀にわたってみられたことが、日本では数十年で進行した（フォーコー Foucault、一九七二：スピレンブルグ Spierenburg、一九八四：エヴァンス Evans、一九九六¹⁰⁾）。このような早変わり以降、日本は「アジアを植民地化する文明世界」の一つとして認知され、敬意を得る必要性に直面して採用した刑罰標準の多くをしつかりと保持してきた（ブルマ Burma、二〇〇三）。そして次に見るように、戦後の発展は、

秘密主義と沈黙をさらに深めた。

占領下の影響

ジョン・ダウワー (John Dower) はその権威ある研究「アメリカによる日本の占領」で次のように述べている。

現代日本社会の心臓に横たわるもの多
く—民主主義の本質、戦争反対と再軍備に
ついての国民感情の度合、戦争が記憶され
忘却されている態様—は、勝利者と征服さ
れた者の間の相互作用の複雑さに由来して
いる（一九九二：二八）。

本節では、同様の相互作用から生じる日本
の死刑の心臓部に横たわる多くのものを提示
したい。特に占領はアメリカの圧倒的権威に
対する日本の黙従に基づいていたが、それは
現代の死刑制度の三つの主要な特徴を説明す
るのに役立つ階層的関係であった。すなわち、
制度の維持、秘密主義体制、そして「検閲付
きの民主主義」によって命じられる沈黙を是
とするような政治文化、である。

第一に、米占領当局は死刑を廃止すること

もできた。実際、他の先進国で死刑を廃止し
たときに、最も衝撃的な「反復パターン」の
一つは、降伏後の日本における状況のような、
独裁政権の崩壊後にどれくらい頻度で死刑廃
止がなされたかである (Zimring、
二〇〇三：二二)。占領の改革課題はあまりに
も野心的であったから、死刑を存続するとい
う決定は、自然でも必然でもないと考えられ
たに違いない。改革には、土地の再分配、両
性の平等、「神」から単なる「国家及び国民
統合の象徴」への天皇制の見直し、戦争放棄
国権の最高機関たる国会の確立、司法審査権
の確立、適正手続を受ける権利の創設、その
他多くの重要な変革が含まれた。ところが、
死刑廃止はこの改革のどこにも含まれていな
かった。この事実には、日本の占領と類似する
ドイツ占領（ここでは死刑は一九四九年の基本法
で廃止された）とを単に区別するだけではな
く、なぜ日本が今日、究極の刑罰を依然とし
て用いる二つの発展した民主主義国の一つで
あるのかを説明する手助けとなる¹⁰。

第二は、東京戦争裁判を悩ませた公正、正
義及び合法性の問題には、被告の選ばれ方、
証拠の使用方法や判決に至る過程に関し、実

質的な秘密主義と沈黙の問題とが含まれてい
た (マイニア Minear、一九七一)。最も顕著な
ことは、裕仁天皇は全く起訴されなかったこ
とである。もしだれかこの裁判に値する者が
あったとすれば、それはこの人であったのだ
(ビックス Bix、二〇〇〇)。もちろんアメリカ
当局は天皇を生き残らせ、天皇制を維持する
ことが日本統治を容易にすると信じたし、ま
た彼らは天皇を裁判にかけることで、日本人
の間に延々と続く恨みを引き起こすこととな
るのを怖れた。いくつかの視点からは、軍指
導者から天皇を分離する占領方針は効果的で
あったといえる。戦後日本は、かつての帝国
日本よりもはるかに豊かで、自由で、またいっ
そう平等となった。一方では、天皇の戦争に
おける役割は、けっして厳格に調査されず、
あまりに恣意的に判決がなされたため、東京
裁判は「報復の執行」「歴史上最悪の偽善」
であり、「白人法廷」と呼ばれたのである
(ダウワー Dower、一九九二：四六九)。刑事司法
の文脈において、「真実」とは、「有能な人び
とが感覚的経験から想起すると純粹に信じる
正確な判断」(フランケル Frankel、一九七八
：七三)であり、「法的論争に関連する書証と

「物証の正直な生産物」として定義されている。この定義によると、東京裁判はほとんど真実を生み出さなかった（マイニア Minear、一九七二・一七五）。東京裁判に関しては多くが書かれているが、基本的疑問には答えていない。なぜ広範囲の可能性ある被告の中から二八人が選ばれたのか？ なぜ法廷の投票規則が有罪判決に有利にされたのか（死刑事件のすべての評決は、六対五または七対四のいずれかであった）？ なぜ正規の証拠法則が覆され、無視されたのか？ なぜ占領当局者はインドのパル判事（Radhabind Palis）の刺激的な反対意見が公表されることを妨害したのか？ そして最も根本的な疑問であるが、なぜ東京裁判の記録がそっくり出版されなかったのか？ ニュルンベルグ裁判の手続は四二巻のセットで入手可能であるが、東京裁判については公的な出版は出ていない。ダウワー（Dower）の研究では、すべての実際的な目的のため、「東京裁判」の訴訟記録は隠蔽され、“多数意見さえ……たやすくアクセスできない”と結論付けている（一九九九・四五三）。かくして東京裁判は、後年において強化された秘密と沈黙の政策の先例となっている。

第三に、東京裁判を覆い隠す秘密性は、現代日本の死刑制度を取り巻く秘密性とも親和性をもち、“検閲付民主主義”という占領政策の遺産はかつてより拡大している。先にも指摘したように、近代日本の多くの特徴は占領中のアメリカ合衆国との相互作用にさかのぼることができよう。我々の目的にとって、その期間の最も突出した特徴は、大衆表現のほとんどの局面に張りめぐらされている六〇〇人の人員による強力な検閲官僚制度であった。検閲はすべてのメディア関係に適用され、その政策自体、許されるものとそうでないものとの境界線を、けっして公表しない不透明なものであった。基準の秘密化は、“自己検閲の病理学”（ダウワー Dower、一九九九・四一〇）を育成し、それは今日も持続している問題である（フリーマン Freeman、二〇〇〇・フレンチ French、二〇〇〇）。占領下の時点においては六〇以上のトピックがタブーと考えられた。それにはアメリカ合衆国またはそのいかなる政策に対する批判、新憲法制定におけるアメリカの役割への言及、東京裁判の被告人を公に正当化したりまたは弁護したりすることが含まれていた。検閲の存在を認めること

もタブーに含まれていたもので、占領当局者は、占領期間中「説明責任を超越した」存在としてとどまった（ダウワー Dower、一九九九・四一二）。最終的には、“検閲民主主義”占領の七年間は、“尊大な権力に黙従し”、“指令された合意事項に適合し”及び当局を“宿命”として受容しがちな戦後の政治意識を生み出す手助けとなり、今日までそれが残存している（ダウワー Dower、一九九九・四三九）。これらの慣習はしばしば“日本人特有”と考えられているが、それらは権威に対する「伝統的」方向性であると同時に、占領政策の遺産である。そのうえ、政策決定をサポートするための国家権力の行使に関するこれらの感覚は、透明でもなければ説明可能でもない（ダウワー Dower、一九九九・四四〇）。かくして、占領政策が後世に残したものの—死刑の存置であり東京裁判の先例であり、“検閲民主主義”の沈黙を受忍する政治意識—は、日本の秘密性の高い死刑政策がなぜ抵抗に遭遇してこなかったかを明らかとする助けとなる¹³。

戦後の加速

一九五二年に占領が終結した後の一〇年以

上の間、日本の死刑確定者は処刑に先立つ一日ないし二日前の告知、家族、友人との最後の面会をする機会、他の死刑囚とのグループ内での礼拝、精神カウンセリング、最後の食事の希望、その他の最終的な希望を託す機会が与えられていた（村野、一九九二：一〇）。一九七五年までは、ソフトボールの実施、近隣と同囚との会話が許されていた（コネル Connell、二〇〇二）。これらの自由は現在も存在しない。また絞首台を見ることが禁止され、死刑囚監房を訪問することも制限された。一九四八年から一九六三年まで名古屋刑務所で看守であった板津秀雄は、彼が刑務所看守であったとき、法務省は死刑についての論議を自由にさせ、自分の死刑廃止論を法務省内の機関誌に出すことさえ自由であったと語った（一九九一）。四〇年後、法務省の官僚は、そのような実情は、“まったく想像できない”としている（著者のインタビュー）。さらに、一般的に日本政府、特に検察官は、死刑に関する実務の叙述、説明、正当性や幅広い議論をますますしつらなくなっている。一つのレベルにおいては、この戦後の秘密主義の加速は謎と言える。すなわち日本の他の領域の

政策は、より風通しを良くし説明責任を負う方向に向かっており、この傾向と矛盾するからである（マーシャル Marshall、二〇〇二）。しかしながら、より深いレベルでは秘密主義と沈黙をもって実務を覆い隠すことは、脅威に対する共通の反応である。ゲオルク・ジンメル（Georg Simmel）がこれを表現したように“新しいものに取って代わられようとしている社会的な努力や権力にとって、秘密主義に逃げ込むことは、便利な道具である”（ヴォルフ Wolff、一九五〇：三四七）。戦後の死刑を取り巻く秘密主義の広がりには、ジンメルの考えと同類の不安、特に日本における死刑廃止運動の盛り上がりへの不安を反映している。この節では、“秘密主義への逃避”を速めた力のいくつかをまとめた。

大きな理由としては、法務省矯正局が死刑囚の“心情の安定”を促進するため、死刑囚の面会や通信を厳しく制限する「通達」を出した一九六三年以来、秘密性が加速し始めた。この新たな統制は、日本の生まれたばかりの死刑廃止運動への応答であったように思われる（村野、一九九二：七四）。死刑に関する一般的関心は、いくつかの疑わしい有罪と政治的

訴追が明らかとなった結果として高まった。同時に、国の関係者は、死刑確定者の“支援グループ”の出現によって、それ以前より死刑執行がいつそう困難になったと認識するに至った（スタインホフ Steinhoff、一九九九）。

“問題”を提起したため永久に延期されたりした（被告側の弁護士と廃止活動家への著者のインタビュー）。騒然とした一九六〇年代の残りの間、抗議が増え刑務所人口がふくらむにつれ、国家は死刑確定者及び各種の左翼系被収容者への接触に対する統制を強化し続けた（スタインホフ Steinhoff、一九九二）。同時に、法務省当局は、彼ら自身の手中に死刑に対するコントロールを集中させ、また矯正職員による“リーク”の件数を減少させるため（菊池、一九九〇）、刑務所長に委ねられていた自由裁量権を取り上げた（坂本、二〇〇三）。

一九七〇年代に法務省は、死刑囚が絞首刑にされるという通知を受けた翌日に自殺を図ったのを契機に統制を強化した。この自殺に責任があると思なされた拘留所職員は懲戒され、彼らの有望なキャリアは著しく方向転換させられた。法務省によるその後の調査の結果、

死刑執行の事前通知方針は撤廃され、今日まで行われている「不意打ち告知システム」がこれに取って代わった(坂本、二〇〇三:六三)。同時に、処刑をよりオープンに行っていた時代の刑務所長及び刑務官たちは、死刑確定囚も人間であると知るようになると、アメリカの刑務所長や看守もそうであったように(カバナ Cabana、一九九六:ジョンソン Johnson、一九九八:ソロタロフ Solotaroff、二〇〇一)、時に相反する感情を抱くようになり、国家による殺人への関与を悔やむようになった(村野、一九九二、二〇〇二:大塚、一九八八)。一九六三年の通達が出される以前に名古屋で刑務官として働いていたある男性は、死刑囚監房での職務は、死刑確定者との相互交流が、居心地の悪い「人間としての感情」を目覚めさせるので、特に困難だったと語る(板津、一九九二:二)。戸谷喜一は一九七二年まで仙台及び大阪拘留所で死刑囚監房の監督者として働いていたが、「死刑は殺される者だけではなく、同じく殺す者にとっても恐怖である」と報告している(伊藤、二〇〇四)。より近年においても、死刑確定者の絞首刑の手助けをする拘留所職員は、その義務の遂行を最も困難で不

快なものに見なしている(坂本、二〇〇三)。たとえ法の承認のもとであっても、人を殺すことは困難なことなのであるから(ヘイニー Haney、二〇〇五)、最前線の決定的な瞬間では、執行人の中には良心的拒否者になることを選択する者もいるだろうという認識が、法務省を秘密主義へと逃避させる動機づけの一つであったといえる。さらに、検察官の中には、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」した戦後の日本において、国家のために殺人をすることに對する刑務官の嫌悪は、特に先鋭だと信じる者もいる(日本国憲法第九条、著者のインタビュー)。憲法の平和主義との関連は、米国での死刑に関する文献と比較すると、日本では、より多くの文献において、死刑執行人の役割に関心が示されていることを説明する手助けともなるかもしれない。事実、大阪で教えているアメリカ人教授は、死刑が「理想的」な刑事司法システムに含まれるべきかどうかを検討する課題を学生に出すと、常に明確な対比が現れると語った。すなわち、留学生はだれも死刑執行者に対する死刑の影響を考えることはな

いが、日本人の学生は全員が考えるということである(著者のインタビュー)。一九八〇年代、四人の死刑囚の冤罪が晴れ積放された時点から、これらの冤罪によって高まった批判から、死刑を切り離そうとする努力がみられ、秘密性を加速させる動きがさらに強まった。死刑に賛成・反対双方の呼びとが、これらの誤判が表面化した後に日本の四〇か月のモラトリアム(一九八九年二月から一九九三年三月まで)が始まったことは偶然の一致ではないが、制度が誤りを犯すということが暴露されたことへの公的な対応の結果、死刑がどのように、なぜ執行されるのかを部外者が知ることは、より難しくなってしまうと信じている。死刑確定者の冤罪により、日本の刑事司法当局者の間には「深い反省」がもたらされ、「改革のための多くの提案」がなされたが、それらのいずれも法律化には至らなかった(フット Foote、一九九二a:一一一ヘルマン Hermann、二〇〇一)。一九九三年の時点でのこれらの事件の最もすぐれた研究成果は、少なくとも二次的な検討という点に関しては、無実の者が合衆国における人身保護手続よりも日本の再審制度を好ましいとする

ことには、ほぼ疑問の余地がないだろうと結論付けた（フット Foota、一九九三・五二〇）。しかし、本論文を書いている時点では、こうした疑問を抱く理由は十分にある。一九七三年以来一二人の死刑囚が、無実の証拠により米国の死刑囚監房から釈放されている（www.deathpenaltyinfo.org、二〇〇五年一月一日現在）。反対に日本では、一九八九年に赤堀政夫が三一年間を死刑囚監房で過ごした後に釈放されて以来、釈放者は出ていない。これはある面では、日本では、合衆国よりは「真に無実」の者がおそらく少ないためであろうが（ジョンソン Johnson、二〇〇二・二三八）、しかし、日本の検察官が、確定判決を覆すために弁護人が必要とする証拠に対する統制を強めたこと、及び、日本の裁判所が再審の扉を開くことにますます消極的となったことにも起因している（秋山、二〇〇二・木谷、二〇〇四¹⁴）。

直近の原因としては、これらの出来事―通達、自殺及び冤罪による釈放―は、過去の日本占領における秘密主義の加速を説明するのに役立つが、政策転換の背景にある最も根本的な力は、日本における死刑廃止運動の発展にあるといえる（菊池、一九九〇、二〇〇三）。死刑に反対する

グループが国内の多くの地域で形成され、死刑について人びとに教え、死刑に抗議してきた。死刑判決を受け、あるいは死刑が確定した者への支援グループも増加してきた。アムネスティ・インターナショナル日本支部は、一九七〇年に創立された。アジア、アメリカ合衆国及び欧州評議会を含むヨーロッパにおける、諸外国の死刑廃止活動家との連携も築かれた。欧州評議会は、もし日本が死刑廃止への顕著な「進展」を示すことがなければ、同評議会議員会議における日本の「オブザーバー」資格を剥奪するとする圧力をかけている（亀井、二〇〇二）。最も重要なことは、死刑廃止グループの連合体であり、日本で最大の、かつ最も活動的な死刑廃止組織である「フォーラム90」が一九九〇年に創設されたことである。五〇〇〇名の会員と約五〇名の中核メンバーがいるフォーラム90は、死刑に関する年次会議を開き、定期的に会報を発行し、各種の会合、講演、セミナーを開催している。このグループのリーダーである安田好弘弁護士は、多くの死刑事件の弁護人が担当事件と死刑廃止運動への熱意に欠けていたことによるフラストレーションと、彼がかつて死刑事件で弁護した男性に対する

誤判への怒りから、フォーラム90を創設したと述べている¹⁵。安田によると、「フォーラム90」のもともとの目標は、日本においても死刑に反対する人びとが現にいるという事実（フォーラム90の設立時点で成人人口の約一六パーセント）を顕在化することであった。安田が言うには、以前は死刑反対論者は「ほとんど目に見えない」存在だった。死刑に反対する人びとがいるという事実を明らかにした後、「フォーラム90」は死刑廃止に向けての三段階の取り組みを行おうとした。第一に、死刑執行停止のモラトリアムを確立することであり、次いで裁判官に死刑判決の言渡しを中止させること、そして最終的に、死刑を完全に廃止する法律を成立させることである。一九八九年から一九九三年の死刑執行停止期間中、安田は、死刑廃止は単に「必然的なもの」であるばかりでなく、「遠いかなたにあるものではない」と信じていた（著者のインタビュー）。執行が再開されて一〇年後の二〇〇三年一月、私は日本の死刑廃止年次会議で彼の閉会の辞を聞いた。出席者は失望し、安田は一〇年前の彼より暗かった。

今年は、死刑廃止にとって厳しい年でした。死刑執行を停止し死刑に代えて仮釈放のない終身刑を創設する法案は、国会に上程さえされませんでした。死刑廃止活動家として中心のあった三名の国会議員が、

先の選挙で議席を失いました。三六年間を死刑囚監房で過ごした富山常喜さんは、「腎臓病のため」八六歳で亡くなりました。向井伸二さんは大阪で処刑されました。原田正治さん「殺人被害者の兄で死刑制度に批判的な人物」は高松市で二回講演しましたが、いずれも三〇名ほどの席がありました。出席者は三名だけでした。今日、亀井静香さん「保守的な与党における派閥の領袖で、死刑廃止を推進する議員連盟の代表」は、我々の集会に出席しませんでした。亀井さんは来るとおっしゃっていました。何が起こったのかわかりませんが……。

亀井に何が起ころうとも、安田に何が起きたのか、明らかであろう。これらの出来事が彼の楽観主義に大打撃を与えたのだ。彼の悲嘆の背景には、死刑廃止論者に広く共有されている認識、すなわち「平均的日本人は死

刑について何も知らないし、実のところ死刑の問題に関心がない」ということがある(シュミット Schmidt、二〇〇二：一九四)。戦後期の発展を考慮すると、日本という国家は、そのような道を欲したように思われる。

(9) 日本において死刑の私物化を容易にでき、可能性のある文化的要素の一つは、伝統的に死に伴う「けがれ」がある。徳川時代における日本の武士たちは、死刑の執行や死体・動物の死骸の処理に被差別の人々を使うことで死にまつわる行政から自らを逃避させてきた(ボツマン Botsman、二〇〇五：五)。(10) ノルベルト・エリアス(Norbert Elias、一九三九)の「文明化の過程」の研究に基づき、ピーター・スピールレンブルグ(Peter Spierenburg、一九八四)は、西洋での公開処刑の減少を、公衆の「感覚」の長期間の変化に関係づけている。スピールレンブルグの議論は、西洋における社会制度としての刑罰に対する理解に役立つ(ガーランド Garland、一九九〇：二二五を参照)が、彼の視点では、日本における死刑の私物化に関する二つの重要な段階を説明できないように思われる。その第一は、秘密主義の「明治時代の誕生」は、ゆるやかな文化的規範の発展の結果ではなく、主として国家の枠を超えた事態への政治的応答であった。第二に、秘密主義の「戦後における加速」は死刑に対する公衆の違和感の増幅によるのではなく、国家の都合により動機づけられたものである。

(11) ドイツ及び日本の占領は、三つの点において区別でき、これらは両国における死刑の成り行きの違いを説明する手助けとなる。第一に、日本ではアメリカが占領権を独占したが、ドイツは、アメリカ、フランス、イギリス、ロシアが共同で占領した。ドイツの四つの占領国はいずれも、当初は「死刑を強力に支持」したが、最終的にイギリスが「司法上の絞首刑はもはやドイツにおいて実施されるべきでない」(エヴァンス Evans、一九九六：七四一、七八九)と主張した。第二に、一つには、アメリカ、フランス及びイギリス当局は、共産主義に抵抗し冷戦に戦うという新たな優先課題のためには、西側住民に自らの問題に対し、より責任を持たせる必要があると考えたために、ドイツ占領当局は、日本における占領当局よりも居住者に職務権限を委ねた(エヴァンス Evans、一九九六：七五五、ダウワー Dowd、一九九九)。その結果、「ナチ戦犯を処刑台から救う」ために死刑廃止を望むグループの同盟ができた(エヴァンス Evans、一九九六：七八六)。第三に、日本には、ドイツにおいて数百万人を殺害した処刑収容所―この事実は死刑廃止後のドイツで死刑を再導入すべきかという議論の中で大きく立ち上がったものである―に対応するものはなかった(エヴァンス Evans、一九九六：八〇三)。(12) マッシマトモコ(二〇〇四)は、合衆国と日本でホームレスの人びとにインタビューし、マンハッタンのホームレスがよく、自分たちの怒りを「市当局の政策や経済状況及びその

他の（市長や市場といった）対象”に向ける
と記している。対照的に、東京にいるホーム
レスの人びとのだれも政治、不況、社会その
他の時事問題に関して不満を述べなかった。
マツシマは、東京でホームレスたちの沈黙に
ついて説明することができないと言っている
が、この調査は、受動的な政治的意識のより
大きな傾向の一断片である可能性を示唆して
いる（色川、一九九五・ダウワー Dower、
一九九九）。近年では、より活発な「市民社
会」の兆候が日本社会の一部でみることがで
きる（シ・ワルツァー Schwartz and
Pharr、一〇〇二）。

- (13) 日本のジャーナリストもまた権力に対する
諦観及び黙従の傾向を例証している。私は刑
事司法について書いている記者一人にイン
タビューした。そのほとんどは処刑への立会
いや、立会人の範囲の拡大について関心を示
さなかったし、国の秘密政策についてはほと
んど知らなかった。こうした傾向には制度的そ
して構造的要因があるものの（競争に水をさ
し、当局筋の情報に頼りがちな「記者クラ
ブ」のような）、日本のジャーナリストは、
他の発展した民主主義諸国のジャーナリスト
と比べて、自らの「適切な役割」について異
なった感覚をもっている（原、一九九七・フ
リーマン Freeman、二〇〇〇；キャンブル
ー渡辺 Gamble and Watanabe、二〇〇四）。
- (14) 米国の刑務所においても、保安面での過失
が、死刑の実務に反動的な変化を導くものと
なっている。たとえば、一九九八年に五人の
収容者がテキサスの死刑囚監房の作業プロゲ

ラムから逃走したが、これは「労働能力」の
ある四〇パーセントの死刑囚に「死刑囚隔離
監房」の収容者に比較してより多くの自由を
与えていた改革の後退を促した（ジョンソン
Johnson、二〇〇三：六五八）。

- (15) DNA証拠に基づいて一六三人の重罪確定
者が刑務所から釈放されるのを目的当たり
してきたアメリカ人にとって、日本において
は刑確定後の冤罪証明のためにDNA分析が
利用されたことがないというのは、注目に値
する（www.innocenceproject.org、二〇〇五
年一月一日）。DNAは、日本では有罪に
持ち込むためにしばしば利用されている。
- (16) 被告人である奥西勝は、名古屋高等裁判所
が二〇〇五年四月に彼に再審を認めるまで三
年間死刑囚監房にいた。彼の陳述書には次
の言葉がある。

振り返ってみると、私は死刑が確定して
いらい恐怖と苦悶のうちに生きてきた。三
三年の間、祝日（執行がない日）を除いて、
私は恐怖の朝を迎え、昼食時には「執行は
朝にあるので」安堵する。それを除いて私
は生き地獄にいる思いでいる。毎晩眠りに
つくとき、この夜が決して終わらないこと
を願っている（伊藤、二〇〇五b）。

奥西は、検察官が再審開始決定に抗告した
ため死刑囚監房にとどまっている（伊藤、二
〇〇五a）。その後、抗告審で再審開始決定が
取り消され、現在は最高裁に係属中である（
訳者注）。

- (17) 誤って逮捕・起訴されたことで、安田の死
刑廃止活動家としての気力が増すことはなかつ
た。これが、日本の「世紀の裁判」であるオ
ウム真理教の教祖・麻原彰晃の主任弁護人で
あった彼に起きた出来事である。逮捕後、一
二〇〇人以上の弁護士が彼の保釈のための要
望書に署名した。多くの者が彼の起訴が政治
的な動機によるものであると信じ、安田本人
も彼の逮捕が麻原の弁護を骨抜きにするため
に計算されたものであると「確信」している
（著者インタビュー：安田、二〇〇五）。彼の
逮捕前に検察官は、安田が非常に細かな証人
尋問をすることで裁判を遅らせようとしてい
ると不満を述べていた。二〇〇三年のクリス
マスイブに、安田は、オウムに関係ない法人
依頼者の民事事件で、依頼者が債権者から資
産を隠すのを助けたとされる事件で、無罪と
なった。その判決主文が読まれたとき、安田
の支持者が詰めかけた法廷ではどっと歓声が
沸いた。続く判決理由で東京地裁は、検察官
が被告の無実を示す証拠を隠したと非難した。
安田は拘留所で一〇か月を過ごし公判に五年
を費やし、麻原の弁護をやめることを余儀な
くされた。これは、検察官が求めていたかも
しれない結果であり、間違いなく歓迎してい
た（著者の検察官へのインタビュー）。検察
官は安田の無罪判決に対し控訴し、事件はさ
らに数年間続きそうである。

（以下次号）